

J R 釧網本線維持活性化実行委員会規約

(名称)

第 1 条 この会は「J R 釧網本線維持活性化実行委員会（以下「実行委員会」という。）」と称する。

(目的)

第 2 条 実行委員会は、釧網本線の維持並びに活性化に関する事項について協議し、もって、利用者の利便向上と沿線地域の振興に寄与することを目的とし、併せて、釧網本線の維持・活性化を実現させるため、関連団体と連携して諸活動を実施することを目的とする。

(事業)

第 3 条 実行委員会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 釧網本線利用者の利便向上、及び沿線地域の振興に係る各種方策の検討とその推進
- (2) 釧網本線維持・活性化に向けた関係機関との調整、協議
- (3) その他、実行委員会の目的達成のため、必要な事項についての協議

(構成)

第 4 条 実行委員会は、J R 釧網本線維持活性化沿線協議会に属する 9 市町村をもって構成し、構成員は別表のとおりとする。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員をおく。

委員長 1 名、副委員長 1 名、監査 2 名

- 2 役員は構成員の中から選出する。
- 3 委員長は、実行委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。
- 5 監査は、実行委員会の会計を監査する。
- 6 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 欠員により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 会議は総会とする。

- 2 総会は年 1 回開催し、必要に応じて臨時総会を開催することができる。
- 3 総会は、委員長が招集し、議長は委員長が務める。
- 4 総会は、書面により開催することができる。

(幹事会)

第7条 実行委員会の運営を円滑に行うため、幹事会を置くことができる。

(会計)

第8条 実行委員会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(事務局)

第9条 実行委員会の事務局は、委員長が属する市町村の担当課に置く。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、実行委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この規約は、平成30年6月8日から施行する。

別表

地域	所属	氏名
釧路地域	釧路市長	蝦名大也
	弟子屈町長	徳永哲雄
	釧路町長	佐藤広高
	標茶町長	池田裕二
	鶴居村長	大石正行
オホーツク地域	網走市長	水谷洋一
	斜里町長	馬場隆
	小清水町長	久保弘志
	清里町長	櫛引政明